

# 網走市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

北海道網走市

# 目 次

I. はじめに.....	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	2
II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	2
II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	3
II-3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	3
II-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	5
II-5 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について.....	7
II-6 対策推進のための役割分担.....	7
II-7 行動計画の主要項目.....	9
(1) 実施体制.....	9
(2) 情報提供・共有.....	10
(3) まん延防止.....	10
(4) ワクチン.....	10
(5) 保健.....	11
(6) 物資.....	11
(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保.....	11
II-8 市町村行動計画の実効性確保等.....	12
II-9 対策の実施体制.....	12
III. 各段階における対策.....	13
III-1 準備期.....	13
(1) 実施体制.....	13
(2) 情報提供・共有.....	14
(3) まん延防止.....	14
(4) ワクチン.....	14
(5) 保健.....	18
(6) 物資.....	18
(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保.....	18
III-2 初動期.....	20
(1) 実施体制.....	20
(2) 情報提供・共有.....	20
(3) まん延防止.....	21
(4) ワクチン.....	21
(5) 保健.....	22
(6) 物資.....	22
(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保.....	22

Ⅲ－３ 対応期.....	23
(1) 実施体制.....	24
(2) 情報提供・共有.....	25
(3) まん延防止.....	25
(4) ワクチン.....	27
(5) 保健.....	29
(6) 物資.....	29
(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保.....	29

## I. はじめに

網走市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的にした計画です。

市では、これまでも、特措法第 6 条に基づく国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月）（以下「政府行動計画」という。）及び特措法第 7 条に基づく北海道の「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 10 月）（以下「道行動計画」という。）を踏まえ、平成 27 年 8 月に本計画を策定するなど、新型インフルエンザ等に関する取り組みを進めてきました。

こうした中で、令和 2 年 1 月以降、全国で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、網走市においても市民の生命及び健康を脅かすものとなり、市民生活及び社会経済活動に大きく影響を与えました。

こうしたコロナ禍での経験をもとに、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年 7 月に政府行動計画の抜本的な改定を行い、北海道も、令和 7 年 3 月、道行動計画を改定しました。

網走市においても、政府行動計画及び道行動計画の改定や新型コロナへの対応の経験を踏まえ、本計画を改定しました。

今後は、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、今般改定した本計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事の際には、国や道、市内の医療機関などの関係機関と連携し、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では『新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国への侵入は避けられないと考えられ、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある』としています。

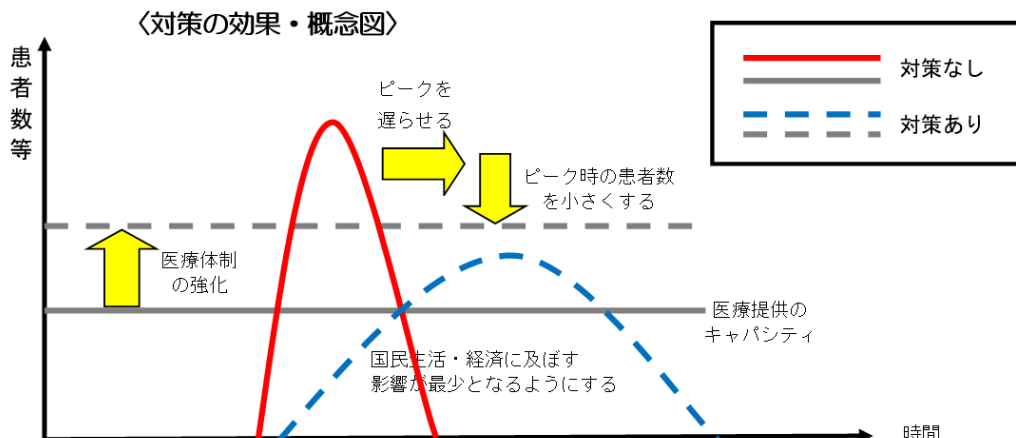
市としても、国や道と緊密に連携し、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種の体制を確保します。
- ・流行のピーク時における患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、適切な医療の提供を確保します。
- ・想定を超える患者数の増大がある場合は、道及び医師会、医療機関との連携により状況に応じて医療提供体制を確保します。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

#### (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供及び市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



## Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画では『新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザや新型コロナウイルス等によるパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない』としています。市町村行動計画は、『特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの』としています。

さらに、国においては『科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴といった国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する』としています。加えて、『実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等や政府ガイドライン等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する』こととしています。

北海道においては、国の基本的対処方針を受けて、道行動計画を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、市は、国や道、市内の医療機関などの関係機関と連携を図りつつ、国や道の取り組み及び本計画を踏まえ、必要な新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

## Ⅱ-3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、国や道から示される情報に基づき新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 検査体制や医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及、社会経済等の状況や変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、本計画における有事のシナリオの想定にあたっては、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、「各段階における対策」の部分で具体的な対策内容を記載し、項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とします。

## (2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

前記の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応し、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう、初動期及び対応期を以下の「時期」に区分し、有事のシナリオを想定することとし、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

- 初動期：病原体の性状等の情報収集と並行しつつ感染拡大を抑制し、本格的な対策に向けた準備をする時期
- 対応期①：封じ込めを念頭に対応する時期
- 対応期②：病原体の性状等に応じて対応する時期
- 対応期③：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 対応期④：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「各段階における対策」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づいた不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制といった医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての市民が自発的に感染予防に取り組むことはもとより、事業者においては、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策について積極的に検討することが求められます。

## (4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市や指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、感染症を知り、感染対策を身につけることが基本となります。

このため、市ではコロナ禍から市民向けの感染症に関する講演会(研修会)を実施してきましたが、今後も、こうした機会を継続することにより、市民に対し感染症に対する正しい知識を提供します。

## Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生時には、特措法その他の法令及び本計画等に基づき、国や道、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

### （１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため、以下の①から⑤までの取組みにより、平時の備えの充実を進め、必要に応じた訓練・研修を通じ、迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析に努めます。

#### ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係団体間で共有しながら、その実施のために必要となる研修等を行います。

#### ② 関係団体や市民等への普及啓発と訓練・研修等の実施

感染症危機についての認識を広く感染症対策に携わる関係団体や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による必要に応じた訓練・研修の実施等を通じて、平時の備えを進めます。

#### ③ ワクチンや関係機関との情報交換

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築を念頭に、医師会など関係機関と情報や意見交換に平時から取り組みます。

### （２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、市は以下の取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

#### ① 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は『科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する』としています。

市は、こうした道の取り組みに対し、情報共有に努めるとともに、必要な協力を行います。

#### ② 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

国及び道は『新型インフルエンザ等対策にあたっては、住民等の理解や協力が最も重要で、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である』としています。市は、国や道の情報について市民への提供・共有に努めます。

### **(3) 基本的人権の尊重**

感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む）に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意し、感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組めます。

### **(4) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生した際、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の効果等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、全ての場合に特措法に基づく措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

### **(5) 関係機関相互の連携協力の確保**

国や道、市内の医療機関などの関係機関と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

### **(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応**

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる対応について平時から検討し、事業継続計画（BCP）の策定等により有事に備えた準備を行います。

### **(7) 感染症危機下の災害対応**

市は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、道及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進めます。また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

### **(8) 記録の作成・保存**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、網走市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という）における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成します。

## Ⅱ-5 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では『新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定される』としています。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。  
り患した場合は1週間から10日間程度従業員は職場を欠勤することとなりますが、大部分は一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校・保育所等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。なお、新型コロナ対応においては当該計画に基づき対応が行われ、同水準の欠勤を想定した指定公共機関等において、おおむね継続すべき優先業務の継続がなされましたが、当該水準は目安であり、実際には、業態に応じた柔軟な想定が組まれることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経たりリモートワークの普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要があります。

## Ⅱ-6 対策推進のための役割分担

政府行動計画では、対策を推進するため各関係機関は次の役割を担うとされており、市もこの考えを踏襲することとします。

### （1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

### （2）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

## 【北海道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、適確な判断と対応に努めます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

## 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、道や近隣の市町村と緊密な連携を図り、適確に対策を実施することが求められます。

### （３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請を受け、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を行います。

### （４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### （５）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

### （６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。

特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められますので、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要があります。

## (7) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践し、また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## Ⅱ-7 行動計画の主要項目

本計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

以下の7項目を、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組みを記載することとします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

本計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。

そのため、対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

### (1) 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、網走市においても危機管理の問題として捉え、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

このため、市は、政府対策本部及び道対策本部が設置された場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

## 【市対策本部の設置】

### ① 組織

- ・ 本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括します。
- ・ 副本部長は副市長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。
- ・ 本部員は、教育長、消防長及び各部長職をもって充てます。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命します。
- ・ 本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができます。
- ・ 事務局は、健康推進課とします。

### ② 市対策本部会議

- ・ 本部員は、必要に応じ対策本部の会議を招集します。

### ③ 各部の主な役割

- ・ 対策本部に関して必要な事項については、「網走市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」に定めることとします。

## (2) 情報提供・共有

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、個人情報の保護や表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報の提供に努めるとともに、市民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民が適切に判断・行動できるよう、個人情報の取り扱いに留意した上で、情報提供・共有等を行います。

## (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の対策では、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化する必要があります。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。

このため道は『国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行う』としています。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

## (4) ワクチン

ワクチン接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、市は、新型コロナ対応の経験を踏まえ関係団体等と平時より情報交換に努めます。

## (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

このため、市は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請に基づき必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

## (6) 物資

市は、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

## (7) 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及びるとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及び可能性があります。

事業者や市民生活・社会経済活動への影響に対しては、国や道が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討します。

### 【複数の対策項目に共通する横断的な視点】

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項です。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりです。

#### ① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要に応じて研修及び訓練に取り組みます。

#### ② 網走市、国及道の連携

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は市と道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

#### ③ DXの推進

近年、取組みが進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係団体間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係団体の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っているため、国や道、医療機関等と情報共有・分析の基盤を整備していくことが重要です。

## Ⅱ-8. 市町村行動計画の実効性確保等

### (1) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

本計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、本計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないもので、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要となります。

医療機関や関係機関・団体、市民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、必要に応じた訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

### (2) 多様な主体の参画による訓練や研修の実施

「訓練・研修でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまり、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、コロナ禍以降市民向けに感染症に関する講演会（研修会）を実施しておりますが、この取組みを継続するとともに、必要に応じて訓練の実施も検討します。

### (3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

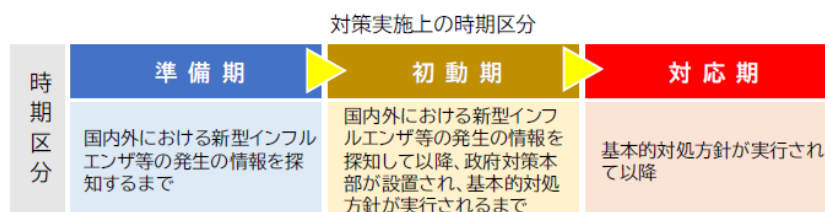
国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化に加え、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしています。

市は、政府行動計画の改定等を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合、本計画についても必要な見直しを行います。

## Ⅱ-9. 対策の実施体制

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。



### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、及び個別の対策等を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施することとします。

対策の実施方法等については、政府ガイドラインを参考にします。

#### Ⅲ-1 準備期

##### 【状態】

- ・国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまでの間。

##### 【目的】

- ・発生に備えて体制の整備を行います。

##### 【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本計画等を踏まえ、国や道等との連携を図り、対応体制の構築や必要に応じた訓練や研修の実施等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、講演会等を通じて継続的な情報提供を行います。

#### (1) 実施体制

##### (1) - 1 訓練や研修等の実施

市は、道行動計画及び本計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えて、必要に応じた訓練や研修等を実施します。

##### (1) - 2 本計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本計画の策定を行い、必要に応じて見直します。網走市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととします。(健康福祉部)

##### (1) - 3 体制の整備及び国・道との連携強化

- ① 市における取組体制を整備・強化するために平時より関係部署間で情報共有を行い、初動対応体制の確立や発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市の業務継続計画の策定・見直し等を行います。
- ② 国や道と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。また、地域の業界団体や関係機関及び専門的知識を有する機関等と情報交換をはじめとした連携体制を構築します。(健康福祉部、関係部)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の確保に努めます。  
(健康福祉部、関係部局)

## (2) 情報提供・共有

### (2) - 1 情報収集

市は、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための講演会等を通じた情報提供・共有を行い、相談窓口等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

(健康福祉部、関係部)

### (2) - 2 道と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請に基づき、必要な協力を行います。(健康福祉部、関係部)

### (2) - 3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

市は、国からの要請に基づき、相談窓口等を設置する準備を進めます。

(健康福祉部、関係部)

### (2) - 4 継続的な情報提供

① 新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等を含む感染症の知識や感染予防対策などをテーマとした市民向けの講演会(研修会)を実施します。

(健康福祉部、関係部)

② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。(健康福祉部)

## (3) まん延防止

### (3) - 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

(健康福祉部、関係部)

② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市は、平時から道及び関係団体と連携を図ります。(健康福祉部)

## (4) ワクチン

### (4) - 1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、下記を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

<予防接種に必要となる可能性がある資材>

【準備品】

- 消毒用アルコール綿
- トレイ
- 体温計
- 医療廃棄物容器、針捨て容器
- 手指消毒剤
- 救急用品

接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備します。代表的な物品は以下のとおりです。

- 血圧計等
- 静脈路確保用品
- 輸液セット
- 生理食塩水
- アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液

【医師・看護師用物品】

- マスク
- 使い捨て手袋（S・M・L）
- 使い捨て舌圧子
- 膿盆
- 聴診器
- ペンライト

【文房具類】

- ボールペン（赤・黒）
- 日付印
- スタンプ台
- はさみ

【会場設営物品】

- 机
- 椅子
- スクリーン
- 延長コード
- 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
- ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
- 耐冷手袋等

(4) - 2 接種体制の構築

(4) - 2 - 1 接種体制

市は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から医師会等の関係団体との協力関係を構築します。

(4) - 2 - 2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。

このため、市は、国からの要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

(4) - 2 - 3 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

（ア） 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

a 市は、住民接種について、国及び道の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認します。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、道及び市町村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 市は、以下の表を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市及び関係機関が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算します。

※ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、網走医師会等の協力を得てその確保を図るべきであるため、個別接種、集団的接種いずれの場合も、網走医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、医師会など関係機関と情報や意見交換に平時から取組みます。

※ 市は、接種場所の確保について、新型コロナ対応の経験を踏まえ、必要に応じて接種会場の運営方法を検討します。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進めます。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、網走医師会等の医療関係団体や学校関係団体等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

#### (4) - 2 - 4 情報提供・共有

##### <住民への対応>

市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組みを進めます。

#### ＜市町村における対応＞

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行います。

#### ＜健康推進課以外の部署との連携＞

市健康推進課は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係団体及び健康推進課以外の分野、具体的には市商工労働課、介護福祉課、社会福祉課等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校教育課との連携が不可欠であることから、市健康推進課は、市教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組みに努めます。

### （５）保健

#### （５）－ １ 保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。（健康福祉部）

### （６）物資

#### （６）－ １ 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。（健康福祉部、関係部）

② 市及び網走地区消防組合（網走消防署）は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。

（健康福祉部、関係部）

### （７）市民生活及び社会経済の安定の確保

#### （７）－ １ 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や関係部間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。（健康福祉部、関係部）

#### （７）－ ２ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。（健康福祉部、関係部）

(7) - 3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、道と連携し要援護者の把握とその具体的手続きについて検討します。（健康福祉部、関係部）

(7) - 4 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。（市民環境部、関係部）

(7) - 5 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、本計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の使用方法等、感染症に関する正しい知識について講演会（研修会）を通じて周知します。（健康福祉部、関係部）

## Ⅲ-2 初動期

### 【状態】

- ・国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの間。

### 【目的】

- ・新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

### 【対策の考え方】

- 1) 対策の判断に役立てるため、国や道などを通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 2) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、対策について適確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。医療機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備に努めます。

## (1) 実施体制

### (1) - 1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。(全庁)
- ② 市は、必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。(全庁)

### (1) - 2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて財源を確保し、所要の準備を行います。(全庁)

## (2) 情報提供・共有

### (2) - 1 情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。(健康福祉部、関係部)

### (2) - 2 道と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請に基づき、必要な協力を行います。(健康福祉部)

### (2) - 3 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請に基づき、相談窓口等を設置します。(健康福祉部)

### (3) まん延防止

#### (3) - 1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請に基づき、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

(企画総務部)

#### (3) - 2 感染対策の周知

市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を積極的に周知します。(健康福祉部)

### (4) ワクチン

#### (4) - 1 接種体制の構築

市は、網走医師会等の関係機関との協力により、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。(健康福祉部)

#### (4) - 2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

(健康福祉部)

#### (4) - 3 接種体制の構築

##### (4) - 3 - 1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市、国及び道は、網走医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて網走医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。(健康福祉部)

##### (4) - 3 - 2 住民接種

新型コロナ対応の経験を踏まえ、迅速な予防接種等を実現するため、必要に応じて、①から⑩まで対応を行います。

① 接種に必要な資材等の確保に向けた調整(健康福祉部)

② 業務量の大幅な増加が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保(全庁)

③ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託など、業務実施体制の構築(健康福祉部、関係部)

④ 網走医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議(健康福祉部)

⑤ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所者など、接種会場での接種が困難な者の接種体制の構築(健康福祉部)

⑥ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合の医療従事者以外の運営要員の確保(健康福祉部)

⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合の医療法に基づく診療所開設の許可・届出(健康福祉部)

⑧ 被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、接種会場での応急治療ができるための救急処置用品の準備及び発症者の速やかな治療や搬送

- に資する消防機関との適切な連携体制の確保（健康福祉部）
- ⑨ 感染性産業廃棄物の適切な処理（健康福祉部）
- ⑩ 感染予防の視点からの接種会場の確保時の配慮（健康福祉部）

## （５）保健

### （５）- １ 有事体制への移行準備

市は、網走保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請に基づき必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。（健康福祉部）

### （５）- ２ 各種対応について

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、海外発生時の各種対応について適切な周知を行います。（健康福祉部）

## （６）物資

### （６）- １ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。（健康福祉部、関係部）

## （７）市民生活及び社会経済の安定の確保

### （７）- １ 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。また、道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力をを行います。（健康福祉部、関係部）

### （７）- ２ 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力をを行います。（健康福祉部、関係部）

### （７）- ３ 遺体の火葬・安置

国及び道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。（市民環境部）

### Ⅲ-3 対応期

#### 【状態】

対応期の状態については、以下の B から D までの時期に区分します。

○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

府県対策本部及び道対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します）します。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分します。

○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制します。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替え（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）ます。

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行します。

#### 【目的】

- ・市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

#### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- 3) 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。

## (1) 実施体制

### (1) - 1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

### (1) - 2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。（健康福祉部、関係部）
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求めます。（健康福祉部、関係部）

### (1) - 3 必要な財政上の措置

市は、対策の実施にあたり国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要な財政措置を行います。（健康福祉部、関係部）

### (1) - 4 道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行います。
- ② また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行います。
- ③ 市町村は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとします。

### (1) - 5 市対策本部の設置等

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、関係部による情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部設置に向けた準備を進めます。（全庁）
- ② 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、網走市に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。（全庁）
- ③ 緊急事態宣言解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされた場合、遅滞なく市対策本部を廃止します。ただし、必要があると認められた場合には特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。（全庁）

## 【緊急事態宣言】

緊急事態宣言は、国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生ずる事態であることを示します。

また、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

## 【緊急事態措置】

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれます。

## 【まん延防止等重点措置】

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれます。

## (2) 情報提供・共有

### (2) - 1 情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。  
(健康福祉部、関係部)

### (2) - 2 道と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、初動期に引き続き、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施します。  
また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請に基づき、必要な協力を行います。(健康福祉部)

### (2) - 3 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請に基づき、相談窓口等を継続します。(健康福祉部)

## (3) まん延防止

### (3) - 1 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

#### (3) - 1 - 1 外出等に係る要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行います。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。  
(健康福祉部)

(3) - 1 - 2 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(健康福祉部)

(3) - 2 事業者や学校等に対する要請

(3) - 2 - 1 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(健康福祉部)

(3) - 2 - 2 まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(健康福祉部)

(3) - 2 - 3 その他の事業者に対する要請

① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(健康福祉部)

② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

市は、道の取り組みについて事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(健康福祉部)

(3) - 2 - 4 学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行

います。また、道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。

なお、一斉臨時休業の要請については、こどもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

市は、国や道の取り組みについて、必要な協力を行います。（健康福祉部）

#### （４） ワクチン

##### （４）- １ ワクチンや必要な資材の供給

市は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、実施体制の調整を行います。（健康福祉部）

##### （４）- ２ 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

##### （４）- ２- １ 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。（健康福祉部）

##### （４）- ２- ２ 住民接種

新型コロナ対応の経験を踏まえ、迅速な予防接種等を実現するため、必要に応じて、①から⑥まで対応を行います。

- ① 準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。（健康福祉部）
- ② 接種状況等を踏まえた接種の実施会場の追加等の検討（健康福祉部）
- ③ 医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）等の確保（健康福祉部）
- ④ 接種に係るリスク等も考慮した予診及び副反応に関する情報提供（健康福祉部）
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務又は療養を担当する医療機関等において接種を実施
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者の接種体制の確保（健康福祉部）

##### （４）- ３ 接種に関する情報提供・共有

市は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に基づき、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

（健康福祉部）

(4) - 4 接種体制の拡充

市は、感染状況や新型コロナ対応の経験を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部や網走医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。  
(健康福祉部)

(4) - 5 接種記録の管理

国、道及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。(健康福祉部)

(4) - 6 健康被害救済

① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市がその結果に基づき給付を行います。  
(健康福祉部)

② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村において行います。(健康福祉部)

③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。  
(健康福祉部)

(4) - 7 情報提供・共有

① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行います。(健康福祉部)

② 市は、市民に対し地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。(健康福祉部)

③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。(健康福祉部)

(4) - 8 特定接種に係る対応

市は、市民に対し具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。  
(健康福祉部)

(4) - 9 住民接種に係る対応

① 市は、実施主体として、市民の相談に応じます。(健康福祉部)

② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであ

り、接種時には次のような状況が予想されます。（健康福祉部）

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。

（健康福祉部）

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

## （５）保健

### （５）- １ 有事体制への移行

市は、網走保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請に基づき必要な協力を行います。（健康福祉部）

### （５）- ２ 各種対応について

- ① 市は、道からの要請に基づき、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- ② 市は、道からの要請に基づき、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に必要な協力を行います。その他、国や道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、国内発生早期における各種対応について協力します。（健康福祉部）

## （６）物資

### （６）- １ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。道等からの要請に基づき、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策や市民への消費者としての適切な行動の呼びかけ等の取り組みに協力します。（健康福祉部、関係部）

## （７）市民生活及び社会経済の安定の確保

### （７）- １ 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### （７）- １- １ 心身への影響に関する施策

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。（健康福祉部）

(7) - 1 - 2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請に基づき、高齢者、障がい者等の要援護者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

（健康福祉部、関係部）

(7) - 1 - 3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

（学校教育部）

(7) - 1 - 4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、国及び道と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、国及び道が関係業界団体等に対して必要に応じて行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等に協力します。（健康福祉部、関係部）

② 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（健康福祉部、関係部）

③ 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本計画に基づき、適切な措置を講じます。

（健康福祉部、関係部）

④ 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずるほか、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認を行います。（健康福祉部、関係部）

⑤ 道等からの要請に基づき、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策や市民への消費者としての適切な行動の呼びかけ等の取り組みに協力します。

（健康福祉部、関係部）

(7) - 2 埋葬・火葬の特例等

① 市は、道を通じての国からの要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。（関係部）

② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。（関係部）

③ 市は、道の要請に基づき、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対

して広域火葬の応援・協力を行います。（関係部）

- ④ 市は、道を通じての国からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

（関係部）

- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。（関係部）

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。（関係部）

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。（関係部）

#### (7) - 3 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

##### (7) - 3 - 1 事業者に対する支援

市は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。（健康福祉部、関係部）

##### (7) - 3 - 2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。（関係部）

##### (7) - 3 - 3 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。（健康福祉部、関係部）